

○選挙制度に関する特別委員会

・内閣提出法律案（一件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考		
2	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案	衆	二、 一〇、一九	委員会付託 二、 一〇、一九 (予)	委員会議決 二、 一一、一 本会議議決 二、 一一、二	委員会付託 二、 一〇、一九 公職選挙法 改正調査特委	委員会議決 二、 一〇、三一 本会議議決 二、 一一、一	

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（閣法第二号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、平成三年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙等の選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙にあっては平成三年四月七日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあっては同月二十一日に統一する。

二、選挙期日の告示の日を次のように定める。

- 1 都道府県知事の選挙 平成三年三月十八日
  - 2 指定都市の長の選挙 平成三年三月二十三日
  - 3 都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙 平成三年三月二十九日
  - 4 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 平成三年四月十四日
  - 5 町村の議会の議員及び長の選挙 平成三年四月十六日
- 三、統一選挙の実施に伴い、同時選挙、重複立候補の禁止、寄附等の禁止及び共済給付金の特例等について所要の措置を講ずる。

## 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、全国多数の地方公共団体におきまして、議会の議員又は長の任期が平成三年三月、四月又は五月中に満了することとなる実情にかんがみ、これらの選挙の円滑な執行と執行経費の節減を図るため、選挙の期日を統一しようとするものであります。その期日を、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙については平成三年四月七日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙については四月二十一日とすることのほか、統一選挙の実施に伴い、同時選挙、重複立候補の禁止、寄附等の禁止及び共済給付金の特例等につき所要の措置を講ずることを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。